

滝川市道路特定事業計画

平成24年3月

北海道滝川市

《目 次》

1. 滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】の概要.....	1
1.1. 生活関連経路の設定.....	1
1.2. 対象となる生活関連経路等.....	1
1.3. 生活関連施設及び生活関連経路.....	2
1.4. 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項.....	3
1.5. その他施設の移動円滑化に関する事項（滝川駅前広場）.....	4
2. 道路特定事業計画（市道）.....	5
2.1. 鈴蘭通.....	5
2.2. 官庁通.....	8
2.3. 材木通.....	11
2.4. 栄通.....	14
3. 道路特定事業計画推進のための検討.....	16
4. 資料編.....	17
4.1. 特定事業計画の作成に伴う意向調査.....	17
4.2. 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会.....	19

1. 滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】の概要

平成 23 年 2 月に策定された滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】の概要を以下に示す。

1.1. 生活関連経路の設定

重点整備地区内でネットワークを構成する生活関連経路は、以下のような事項を勘案して設定することが重要です。

- 旅客施設と市役所、市立病院等官公庁施設、福祉施設を最短で結ぶ骨格となる経路
- より多くの人が行き交う道路種別が補助幹線以上の道路（特に主要幹線道路）
- 生活関連施設の立地状況や重点整備地区の歩行者ネットワークの実情を十分に考慮した経路

移動円滑化のための取り組みについては、重点整備地区内の施設配置、歩行者等の移動実態を考慮し、実効性・即効性の高い経路を優先して順次取り進めていくこととします。

重点整備地区内の生活関連経路以外の経路についても、必要に応じてバリアフリー化を順次進めます。

1.2. 対象となる生活関連経路等

重点整備地区内のバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークを構成する生活関連経路の道路及びその区間は、以下のように設定し、管理者との協議を図ります。

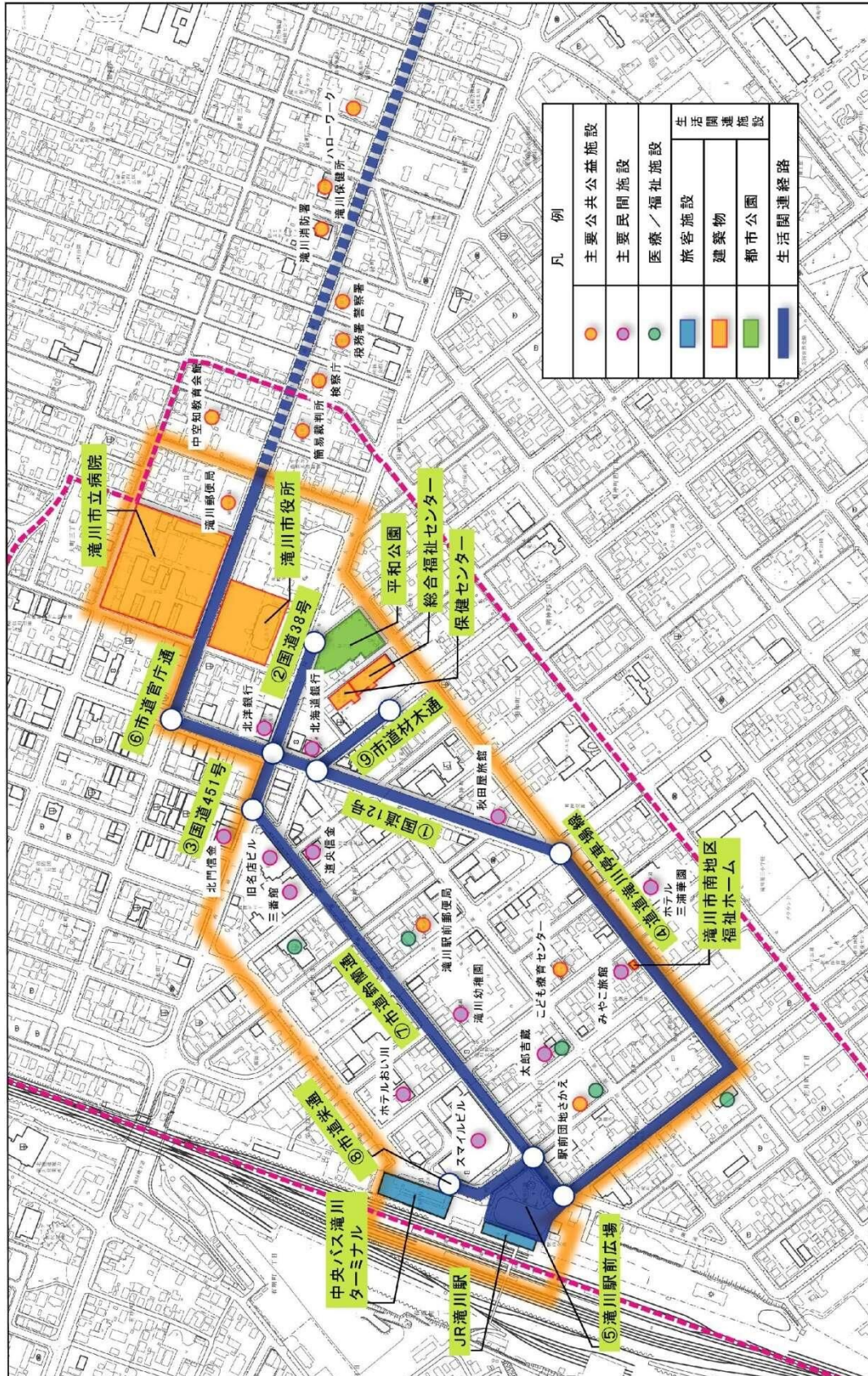
■生活関連経路

種類	路線名	区間
国道	①国道 12 号	花月町 1 丁目～大町 2 丁目
	②国道 38 号	国道 12 号交点～明神町 2 丁目
	③国道 451 号	本町 1 丁目～国道 12 号交点
道道	④道道滝川停車場線	鈴蘭通～国道 12 号交点
市道	⑤滝川駅前広場	滝川駅前（鈴蘭通）
	⑥市道官庁通	国道 12 号交点～大町 1 丁目
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場～国道 451 号交点
	⑧市道栄通	鈴蘭通～バスターミナル
	⑨市道材木通	国道 12 号交点～明神町 1 丁目

1.3. 生活関連施設及び生活関連経路

重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路は下図に示すように設定します。

■生活関連施設及び生活関連経路



1.4. 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項

設定した生活関連経路のバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。なお、長期的な展望を明らかにする観点から、重点整備地区内において中長期的な対応が必要な生活関連経路以外の道路も含めて、包括的に示します。

(1) 歩道の段差、傾斜、勾配等の改善

歩道の段差、傾斜、勾配等の不良箇所、路面の凹凸、波打ち等については、周辺状況を考慮しつつ維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものは道路改良等の時期に合わせてバリアフリー整備を行い、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるように改善します。

(2) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置と改善

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置するとともに、既設ブロックの形状や色の改善を行います。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

(3) 放置自転車対策

駅前の歩道上、特にJR滝川駅から中央バス滝川ターミナルに至る区間及び駅前再開発ビル公開空地側に常時自転車が不法に駐輪され歩道幅員が狭くなっています。歩道上の迷惑駐輪を防止するため、駅前駐輪場の利用促進に向けた啓発や関係機関と連携した適切な指導と各種ハード整備事業の中で駐輪場の新設等の対策も検討します。

(4) 信号機等の改善

視覚障がい者が安全・安心に道路を横断できるように必要な箇所に音響式信号機等の設置を検討します。

(5) 冬期間における歩行環境の改善

冬期間は、積雪や路面の凍結等により、有効な歩道幅員が確保できなかったり、つるつる路面等により歩行しづらい状況となることから、適切な対策を検討します。

また、快適な歩行環境確保のためには、地域住民の協力が不可欠となることから、地域住民や商店街関係者との連携を図り、冬期対策に取り組みます。

1.5. その他施設の移動円滑化に関する事項(滝川駅前広場)

滝川駅前広場整備に当たっては、以下の整備方針に基づき、関係機関と検討を図ります。

(1) 歩行者導線の確保

JR滝川駅から中心市街地や中央バス滝川ターミナルへ至る駅前広場内の歩行空間は規定の幅員は確保されていますが、地下歩道入口部分に近接していることから歩行者が利用しやすい導線となっておりません。歩行者や車いす等に十分配慮した歩行空間となるよう幅員拡大を含め導線の改善を行います。

(2) 駅前広場内の段差や勾配、凹凸の改善

駅前広場における歩道部舗装面の破損や凹凸による障害、マンホール蓋周囲のインターロッキングブロック舗装の沈下、段差及び勾配等については、維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものはその整備時期に合わせてバリアフリー整備を行い、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるように改善します。

(3) 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置します。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

(4) わかりやすい案内サインの設置

JR滝川駅から他の交通機関(バス、タクシー)へのアクセスをスムーズに行なえるようにわかりやすい案内サインを設置します。

2. 道路特定事業計画(市道)

滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】及び道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえた、市道の道路特定事業計画を以下に示す。

2.1. 鈴蘭通

(1) 事業区間の概要

- 市道 鈴蘭通（鈴蘭通り線）
- L=800m、W=18~20m
（事業区間 国道451号～道道滝川停車場線 607m）



図 2.1 鈴蘭通位置図

- 現況道路断面
W=20.0m 区間（ベルロード部）

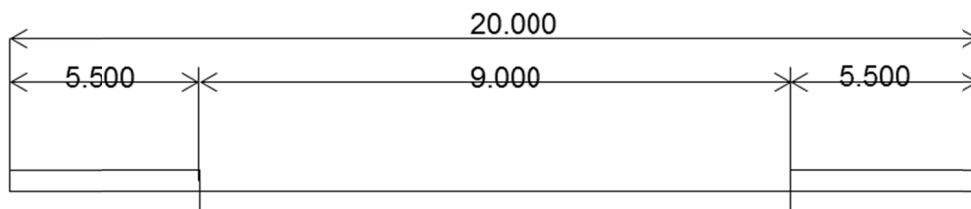


図 2.2 鈴蘭通現況道路断面（ベルロード部）

W=19.5m 区間（駅前広場部）

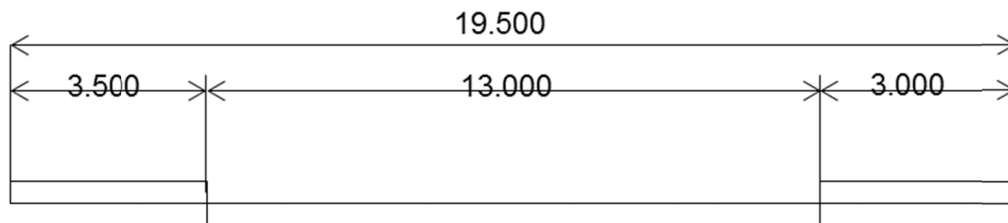


図 2.3 鈴蘭通現況道路断面（駅前広場部）

(2) 現況の問題点・課題

【ベルロード部】

- ・歩道有効幅員 3.5mは歩行者交通量が多い道路の基準を満たしている。（W=5.5m、2.0mは施設帯）。
- ・舗装がインターロッキングブロックであり、ブロックの凸凹が高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- ・歩道の横断勾配や交差点擦り付け部の急な勾配は、高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- ・交差点付近のみ視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、一般部も含めたネットワークが必要である。



【駅前広場部】

- ・歩道有効幅員 2.0mは、歩行者交通量が多い道路の基準を満たしていない。（W=3.0m、1.0mは施設帯）。
- ・歩道の横断勾配や交差点擦り付け部の急な勾配は、高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- ・交差点付近のみ視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、一般部も含めたネットワークが必要である。



(3) 整備方針

鈴蘭通は、現況の問題点・課題を解決するべく、道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえ、以下のような整備方針でバリアフリー化を行う。

- 歩道構造：民地との段差をできるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- 有効幅員：ベルロード部は歩行者交通量の多い路線として有効幅員 3.5m を確保する。駅前広場部は、有効幅員 3.0m であるが歩行者交通量の多い駅前広場に十分な歩行空間を設けるため一体的に整備する。
- 横断勾配緩和：ベルロード部は有効幅員 3.5m の横断勾配はおおむね 1%以下、施設帯 2.0m の横断勾配は i%とする。駅前広場部は、有効幅員 3.0m の横断勾配を 1%以下とする。
- 縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）、平坦部 1.5m 程度を確保する。
- 柵蓋改善：歩道有効幅員の移動しやすさを確保するため柵蓋を改善する。
- 視覚障がい者用誘導ブロック：アーケードの柱を避けるなど、民地境界から適切な離隔距離をとって視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- 舗装：インターロッキングブロックを廃止し、排水性舗装とする。

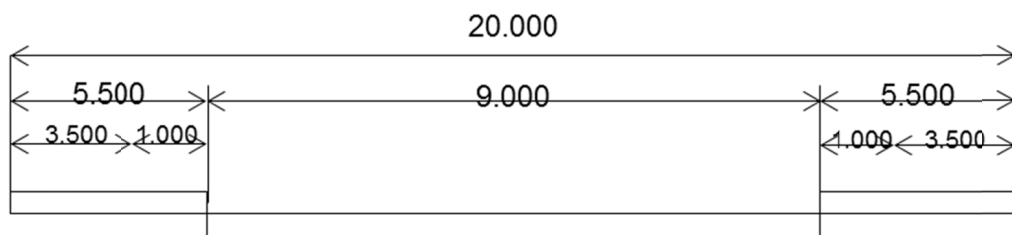


図 2.4 鈴蘭通計画標準断面（ベルロード部）

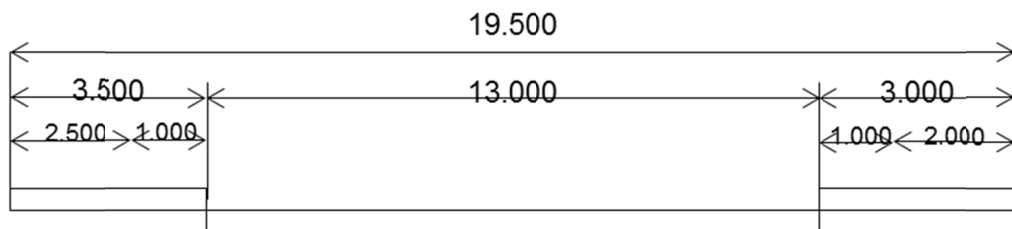


図 2.5 鈴蘭通計画標準断面（駅前広場部）

(4) 事業計画

鈴蘭通の道路特定事業計画は下表の通りである。

表 2.1 鈴蘭通特定事業計画

路線名	事業の内容	事業量	事業予定期間	
			着手	完了
鈴蘭通り線	舗装改善、横断勾配緩和、段差解消、縦断緩和、柵蓋改善	800m×2	平成24年度	平成27年度
	視覚障がい者用誘導ブロック設置	800m×2	平成24年度	平成27年度
	案内標識の設置	-	平成24年度	平成27年度

2.2. 官庁通

(1) 事業区間の概要

- 市道 官庁通（大町1丁目通り線）
- L=700m、W=20.0m（事業区間 国道12号～市道大町323号線）

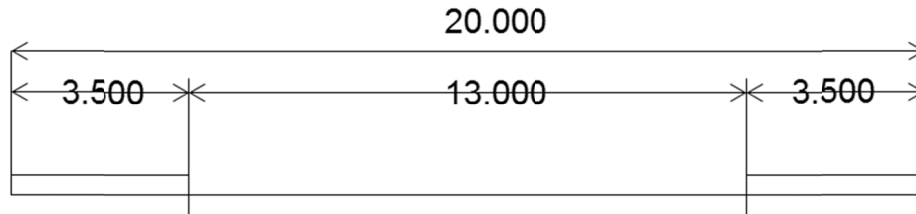


図 2.6 官庁通現況道路断面

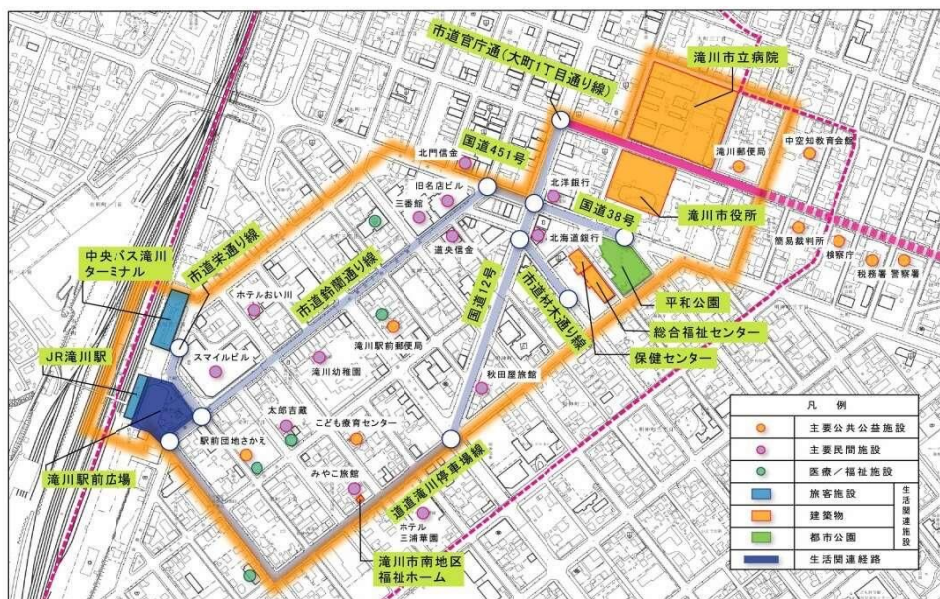
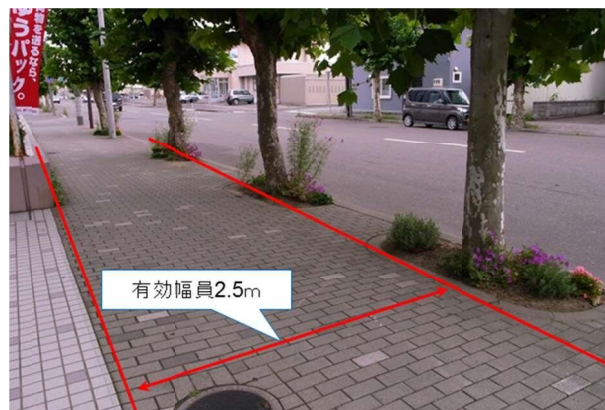


図 2.7 官庁通位置図

(2) 現況の問題点・課題

- 現況歩道の有効幅員＝2.5m（合計 3.5m）で、歩行者交通量が多い道路の歩道有効幅員 3.5mの確保が必要。
- 交差点付近のみ視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。
- 一般部も含めた視覚障がい者誘導用ブロックのネットワークが必要。
- 舗装はインターロッキングであるが、高齢者や障がい者のより円滑な移動のために、アスファルト舗装にする必要がある。



(3) 整備方針

官庁通は、現況の問題点・課題を解決するべく、道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえ、以下のような整備方針でバリアフリー化を行う。

- 歩道構造：民地との段差をできるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- 有効幅員：歩行者交通量の多い路線として有効幅員 3.5m を確保する。そのため、歩道幅員を 5.0m に拡幅する。
- 横断勾配緩和：有効幅員 3.5m の横断勾配はおおむね 1%以下、施設帯 1.5m の横断勾配は $i\%$ とする。
- 縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）、平坦部 1.5m 程度を確保する。
- 視覚障がい者用誘導ブロック：民地境界から適切な隔離距離をとって視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- 舗装：インターロッキングブロックを廃止し、排水性舗装とする。

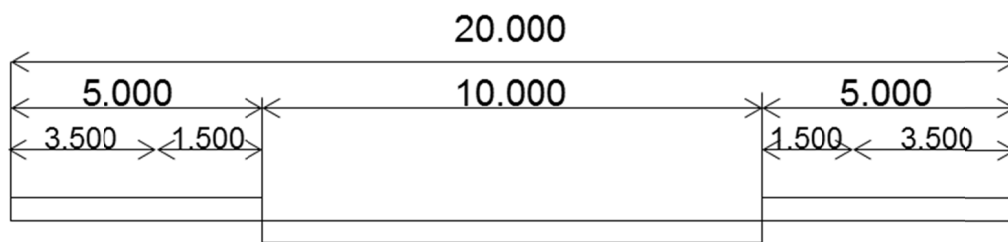


図 2.8 官庁通計画標準断面

(4) 事業計画

官庁通の道路特定事業計画は下表の通りである。

表 2.2 官庁通特定事業計画

路線名	事業の内容	事業量	事業予定期間	
			着手	完了
官庁通 (大町1丁目通り線)	歩道拡幅(3.5m→5.0m)	350m×2	平成27年度	平成30年度
	舗装改善、横断勾配緩和、段差解消、縦断緩和、柵蓋改善	350m×2	平成27年度	平成30年度
	視覚障がい者用誘導ブロック設置	350m×2	平成27年度	平成30年度
	案内標識の設置	-	平成27年度	平成30年度

2.3. 材木通

(1) 事業区間の概要

- 市道 材木通（材木通り線）
- L=170m、W=20.0m（事業区間 国道12号～市道北2丁目1号線）

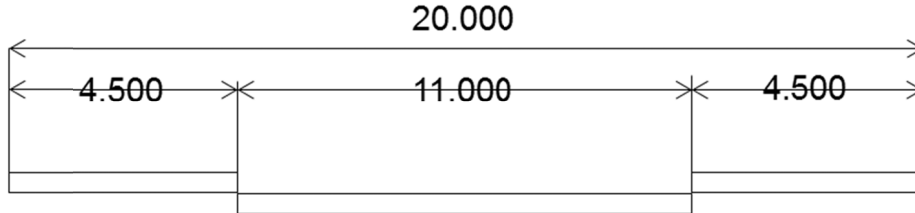


図 2.9 材木通現況道路断面

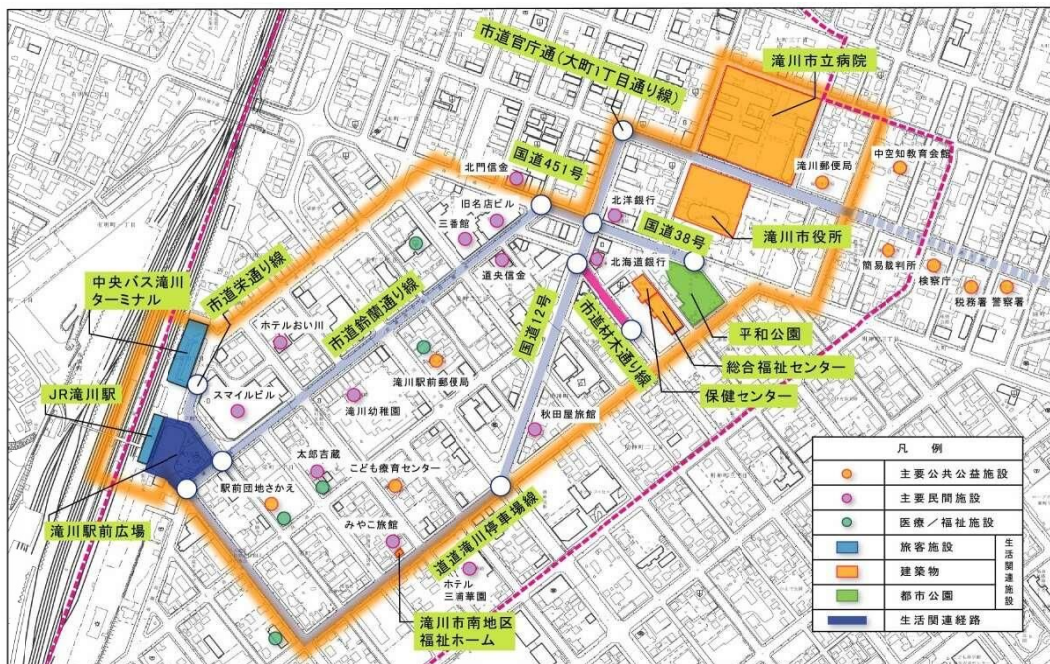


図 2.10 材木通位置図

(2) 現況の問題点・課題

- 自転車歩行者道の幅員構成（歩行者 1.5－植樹帯 1.0－自転車 2.0）になっており、歩行者が多い歩道の有効幅員が確保できていない。
- 歩道の中央部への植樹帯（歩道中央部に施設帯があり表示もされていないため視覚障がい者・車椅子等のリスクになっている。）を行う必要がある。
- 交差点付近のみインターロッキングブロックによる視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。



- 弱視の歩行者への対応を考え、黄色のブロックが必要。
- 一般部も含めた視覚障がい者誘導用ブロックのネットワークが必要。



(3) 整備方針

材木通は、現況の問題点・課題を解決するべく、道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえ、以下のような整備方針でバリアフリー化を行う。

- 歩道構造：民地との段差をできるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- 有効幅員：歩行者交通量の多い路線として有効幅員 3.5m を確保するため、施設帯 1.0m を加え、歩道幅員を 4.5m とする。自転車通行帯は廃止する。
- 横断勾配緩和：有効幅員 3.5m の横断勾配はおおむね 1%以下、施設帯 1.5m の横断勾配は $i\%$ とする。
- 縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）、平坦部 1.5m 程度を確保する。
- 視覚障がい者用誘導ブロック：民地境界から適切な離隔距離をとって視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- 舗装：インターロッキングブロックを廃止し、排水性舗装とする。

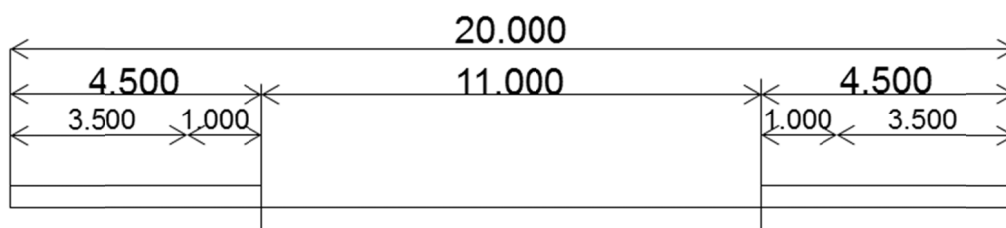


図 2.11 材木通計画標準断面

(4) 事業計画

材木通の道路特定事業計画は下表の通りである。

表 2.3 材木通特定事業計画

路線名	事業の内容	事業量	事業予定期間	
			着手	完了
材木通り線	舗装改善、横断勾配緩和、段差解消、縦断緩和、柵蓋改善	170m×2	平成26年度	平成28年度
	視覚障がい者用誘導ブロック設置	170m×2	平成26年度	平成28年度
	案内標識の設置	-	平成26年度	平成28年度

2.4. 栄通

(1) 事業区間の概要

- 都市計画道路 栄通（市道 栄通り線）
- L=160m、W=20.0m（事業区間 鈴蘭通り線～中央バス滝川ターミナル前交差点部）

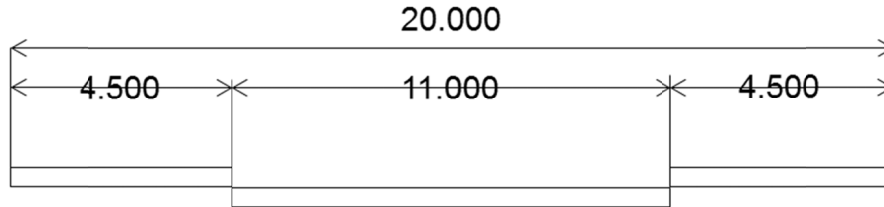


図 2.12 栄通現況道路断面



図 2.13 栄通位置図

(2) 現況の問題点・課題

- 歩道幅員は 4.5m（有効幅員 3.5m）と十分。しかし、駅利用の違法駐輪で歩道空間が占用されている。
- 別途駐輪場を整備する、取締を強化するなどの取組により、歩道空間のバリアフリー化を行う必要がある。
- 交差点付近のみ視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。一般部も含めた視覚障がい者誘導用ブロックのネットワークが必要である。



(3) 整備方針

栄通は、現況の問題点・課題を解決するべく、道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえ、以下のような整備方針でバリアフリー化を行う。

- 歩道構造：駅前広場側・民地との段差をできるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- 有効幅員：歩行者交通量の多い路線として有効幅員 3.5m を確保するため、施設帯 1.0m を加え、歩道幅員を 4.5m とする。
- 横断勾配緩和：有効幅員 3.5m の横断勾配はおおむね 1%以下、施設帯 1.5m の横断勾配は i%とする。
- 縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）、平坦部 1.5m 程度を確保する。
- 視覚障がい者用誘導ブロック：民地境界から適切な離隔距離をとって視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- 舗装：インターロッキングブロックを廃止し、排水性舗装とする。

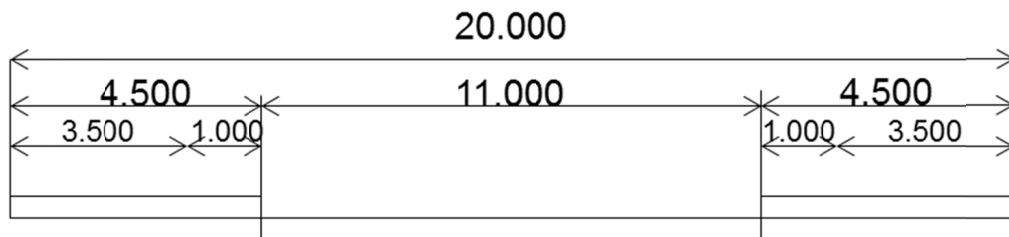


図 2.14 栄通計画標準断面

(4) 事業計画

栄通の道路特定事業計画は下表の通りである。

表 2.4 栄通特定事業計画

路線名	事業の内容	事業量	事業予定期間	
			着手	完了
栄通り線	舗装改善、横断勾配緩和、段差解消、縦断緩和、柵蓋改善	160m×2	平成27年度	平成29年度
	視覚障がい者用誘導ブロック設置	160m×2	平成27年度	平成29年度
	案内標識の設置	-	平成27年度	平成29年度

3. 道路特定事業計画推進のための検討

生活関連経路である市道のバリアフリー化実現のため、行政、民間、市民の各主体が連携し、計画推進の取り組みが必要である。

- 道路の勾配緩和などのバリアフリー化を図るため、商店、利便施設など沿道宅地・建物等の権利者との調整を行い、民有地側でも移動しやすさを実現する必要がある。
- 視認しやすい道路標識及び道路標示、音響機能付き信号機の設置、歩行者用青信号時間の設定など交通安全関係のバリアフリー化を行うため、交通安全管理者と、交通安全特定事業計画策定のための調整が必要である。
- 多雪地域にある滝川市において冬期間の移動円滑化は重要であり、流雪溝の積極的な活用に生活関連経路やバス停留所での除排雪の充実、地域協働によるつるつる路面对策の砂まきなどの取り組みを行う必要がある。
- 滝川市におけるバリアフリーの実現のために、あらゆる公共的な空間の移動円滑化が必要であり、駅、市役所、福祉施設、大型商業施設等、公園、駐車場等の特定建築物の敷地や建物内でもバリアフリー対策が必要である。
- 違法駐輪や路上看板の設置による有効幅員の阻害をなくすため、行政と市民で協働することにより、有効幅員の確保対策を進める必要がある。

4. 資料編

4.1. 特定事業計画の作成に伴う意向調査

日 時：平成 23 年 11 月 7 日（月）9：00～12：00

場 所：滝川市役所 4階 401 会議室及び現場立会

出席者（市民）

団体及び事業者	役職	氏名	備考
社会福祉法人 滝川社会福祉協議会	会長	丹羽修身	
滝川障がい者団体連絡協議会	会長	左京信二	
	事務局長	冨井令子	
	滝川身体障がい者福祉協会	田中勇喜男	
滝川老人クラブ連合会	会長	黒井巖	
滝川市町内会連合会協議会	会長	岩田兼一	

出席者（事業関係者）

団体及び事業者	役職	氏名	備考
北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所	計画課長	榎木利弘	
	第 2 計画係長	米山康裕	
北海道札幌建設管理部滝川出張所	道路第 1 係長	木下眞記雄	
	主任	塩谷直人	
滝川市建設部土木課都市計画室	室長	高瀬慎二郎	
	副主幹	湯浅芳和	
	主査	種田佳宏	
滝川市建設部土木課	副主幹	尾崎 敦	
	主査	近藤誕樹	
	主任	遠藤友樹弘	

< 議事概要 >（○は主な意見）

会議室での北海道、滝川市の事業説明の後、質疑応答及び意見交換があった。主な意見は以下のとおり。

- 自転車通行をどうするかを検討してはどうか。
- 視覚障がい者誘導用ブロックは今後滑りにくいものがよい。
- バリアフリーを考えるのならブロック舗装より通常のアスファルト舗装がよい。

<現場立会概要> (○は主な意見)

1. 滝川市立病院前歩道

滝川市立病院前歩道(事業後)にて、歩道横断勾配1%、透水性舗装について説明。

2. 市道鈴蘭通

鈴蘭通にてマウントアップ方式、民地境界の納まり、視覚障がい者用誘導ブロックの横断位置について説明した。

○セミフラット方式にすると流雪溝の高さを変えなければいけないため大工事になる。マウントアップ方式がいいのでは。

○歩道横断勾配は2%より1%の方が移動しやすい。

○視覚障がい者用誘導ブロックの位置は標準横断図案のとおり民地境界から1mでよい。

3. 道道滝川停車場線

道道滝川停車場線にてマウントアップ方式、バス停留所の納まり、歩道縁石高さ、視覚障がい者用誘導ブロックの横断位置について説明した。

○視覚障がい者用誘導ブロックの位置は標準横断図案のとおり民地境界より0.6mでよい。

4. 国道451号

国道451号にて視覚障がい者用誘導ブロックの施工例について説明した。



4.2. 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会

日 時：平成 24 年 1 月 31 日（火） 13：30～14：30

場 所：滝川市役所 5階 庁議室

議 事：

1. あいさつ 滝川市長 前田康吉
2. 議題
 - ①バリアフリー意向調査の報告について（平成23年11月上旬実施）
 - ②道路特定事業計画の作成について
3. 質疑応答

名簿及び出席者：

所属	役職	氏名	備考	出席
北海道開発局札幌開発建設部	道路計画課長	村上昌仁	道路管理者	
北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所	所 長	谷本俊充	道路管理者	○
北海道札幌建設管理部滝川出張所	所 長	滝野修平	道路管理者	○
北海道旅客鉄道（株）総合企画本部経営企画部	主幹	立野隆一	交通事業者	
北海道中央バス（株）空知事業部	部長	久保田勝利	交通事業者	
北海道運輸局交通環境部	消費者行政・情報課長	野崎典明	関係機関	○
北海道運輸局札幌運輸支局	主席運輸企画専門官	堀内範顕	関係機関	
北海道札幌方面滝川警察署	交通課長	岡田幸夫	関係機関	○
滝川市社会福祉協議会	会長	丹羽修身	市民団体	○
滝川市町内会連合会連絡協議会	会長	岩田兼一	市民団体	○
滝川市障がい者団体連絡協議会	副会長	川原弘嗣	市民団体	○
滝川老人クラブ連合会	会長	黒井巖	市民団体	○
滝川商工会議所	会頭	渡邊恭久	市民団体	○
滝川建設協会	地域開発委員長	神部秋江	市民団体	○
滝川駅前商店街振興組合	副理事長	佐々木勝	市民団体	○
滝川鈴蘭中央商店街振興組合	理事長	高畑方雄	市民団体	
滝川銀座商店街振興組合	理事長	今野義一	市民団体	○
滝川大通商店街振興組合	理事長	続木潤也	市民団体	
公募委員		田湯隆之		○
滝川市経済部	部長	五十嵐千夏雄		○
滝川市保健福祉部	部長	橋弘恭		○
滝川市建設部	部長	大平正一		○

<議事概要> (○は主な質問・意見)

○生活関連経路の自転車の走行レーンについてはどうするのか？

- 道路交通法では原則自転車は車道を通行することが定められている。生活関連経路では自転車レーンの設定がないため、現行法どおりとする。
- 歩道上で歩行者と自転車の接触事故が毎年発生している。自転車に乗る市民等をしっかり指導・啓発していかなければいけない。

○毎年、道路工事は秋期～積雪期に行われているが、もっと前倒して工事を積雪期前に実行することはできないのか。

- 道路工事の財源の交付が遅れると結果的に工事が遅れる事情がある。できるだけ早く工事に入れるようにしたい。

○滝川駅近辺の歩道への違法駐輪も問題についてはどうするのか？

- 高校生の自転車通学が多く、適正な駐輪を学校でも指導している。しかし駐輪需要に対して抜本的に不足している状況であり、現在駅前広場の再整備計画で駐輪場の新設を検討している。